

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第 111 号）

改正案	現 行
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (13) (略) (14) ファンドの仕組み a・b (略) c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村</u>（<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。</u>）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。 (15) ~ (63) (略)</p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (13) (略) (14) ファンドの仕組み a・b (略) c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名</u>までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。 (15) ~ (63) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (15) (略) (16) ファンドの仕組み a・b (略) c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）</u>）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。 (17) ～ (69) (略)</p>	<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (15) (略) (16) ファンドの仕組み a・b (略) c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）</u>）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。 (17) ～ (69) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(20) (略) (21) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主(所有する投資口の口数(以下(21)及び(47)において「所有投資口数」という。)の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、<u>市町村(企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。(60)において同じ。)</u>までを記載しても差し支えない。)並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。 (21-2)～(59) (略) (60) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村</u>までを記載しても差し支えない。)並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (61)～(77) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(20) (略) (21) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主(所有する投資口の口数(以下(21)及び(47)において「所有投資口数」という。)の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名</u>までを記載しても差し支えない。)並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。 (21-2)～(59) (略) (60) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名</u>までを記載しても差し支えない。)並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (61)～(77) (略)</p>

改正案	現行
<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (23) (略) (24) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（投資主に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）（所有する投資口の口数（以下（24）及び（50）において「所有投資口数」という。）の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。（68）において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。 (25) ～ (67) (略) (68) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (69) ～ (85) (略)</p>	<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (23) (略) (24) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（投資主に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）（所有する投資口の口数（以下（24）及び（50）において「所有投資口数」という。）の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。 (25) ～ (67) (略) (68) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (69) ～ (85) (略)</p>

改正案	現行
<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (48) (略) (49) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。）</u>までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (50) ～ (63) (略)</p>	<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (48) (略) (49) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名</u>までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (50) ～ (63) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (55) (略) (56) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）</u>）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (57) ~ (76) (略)</p>	<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (55) (略) (56) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）</u>）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (57) ~ (76) (略)</p>